



意匠の類否判断を行う際には、「意匠の要部」というものを把握することが重要であると聞きました。意匠審査基準を確認してみてもそのような用語は記載されていないのですが、意匠の要部とはどのようなものを指すのでしょうか？

(東京都 D. S)



1. 意匠の要部とは

意匠の類否判断は、意匠全体を観察することを大原則としたうえで、その物品の性質・用途・使用態様を考慮し、さらには公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、需要者の視覚を通じて「最も注意を惹く部分」を認定し、その部分を中心に判断がなされます。

その部分こそが裁判例において「意匠の要部」と称される部分であり、意匠法や意匠審査基準に用語こそ登場しないものの、意匠の類否判断における極めて重要な概念です。

原則として、意匠の要部において構成態様が共通する場合には両意匠は類似し、これが異なれば両意匠は類似しないと判断されることとなります。

2. 要部の認定について

たとえば、被告による被告商品の販売等が「収納容器」に係る原告意匠権（意匠登録1472070号）を侵害するとして、原告が損害賠償等を求めた意匠権侵害事件において、控訴審判決（知財高判令和7年6月26日）は、以下のとおり意匠の要部を認定したうえで、被告商品と原告意匠は要部におい

て差異があるため、両意匠は非類似であると判断しました。

意匠登録1472070号



・本件物品は生活雑貨等を収納する家庭用品であり、その需要者は個人消費者であるところ、この種の物品の取引実情から把握される使用態様を考慮すると、需要者は収納容器としての使いやすさや持ち運びの利便性の観点のほか、インテリアの一部としての外観にも注目して観察するものと認められる。

・上記使用態様を考慮し、公知意匠を参酌すると、①収納容器全体の形状、②側面が一面の滑らかな面からなり、軟質の合成樹脂で一体に形成されたような外観を呈する点、③把手の形状、④上辺の形状——という4点全ての組み合わせこそが新規な創作であり、全体として統一的な美感

を起こさせる原告意匠の要部であると認められる。

3. 要部の認定の難しさ

もつとも、同事件の原審判決（東京地判令和6年10月30日）は、この種の物品の使用態様（インテリアとしても観察されるという実情）を適切に評価せず、収納容器上辺の形状に関する認定を誤った結果、両意匠は類似すると判断しています。

原審判決が控訴審で取り消された意匠権侵害訴訟はほとんど前例がないとはいえ、裁判所でもまれに結論が揺れる場合があるように、要部の認定は、物品ごとの取引実情等を踏まえて当該物品の使用態様等を考慮したり、公知意匠を参酌して新規性を判断したりすることが不可欠であって、極めて慎重かつ緻密な考察を要する作業です。

認定ロジックの妥当性を検討し、これを裏付けるための公知意匠や使用態様に関する証拠を的確に収集することは、まさに意匠に精通した弁理士や弁護士などの専門家の力量に委ねられるところですので、必要に応じて専門家にご相談いただくことをお勧めいたします。